

道路掘削時における注意事項について

鎌倉水道営業所給水課

道路掘削において、道路管理者から注意、指導を受けることが多々あります。

つきましては、道路占用許可書の内容を十分に把握し、次のことに留意したうえで施工をお願いします。

なお、道路管理者の指示及び、以下の留意事項のとおり復旧がなされていない場合は、原則として再施工となりますので注意したうえで施工をお願いします。

1. 共通事項

- ※ 着手届に工程表が必要となるため、納金時までには予定が決まっている場合は、納金の際、必要事項を記入のうえ、提出してください。
予定が未定の場合は、掘削予定日の一週間前までに工程表を提出してください。
(FAX可・FAX番号：0467-22-5367)
- ※ FAX送信の際は給水課宛てと記入し、送信後、給水課職員に確認ください。
- ※ 夜間または休日の施工となる場合は、夜間および休日作業届を提出してください。
- ※ 本管から分岐するときは、施工しようとする日の前営業日（原則として正午）までに給水装置工事サポートシステムの連絡分岐工事受付簿へ入力してください。
- ※ 当初申請内容と施工が異なる場合、原則、変更申請が必要になります。軽微な変更については、水道営業所、道路管理者にお問い合わせください。
- ※ 水道工事で本復旧を行う場合、本復旧施工前に検査を受けることは原則できません。
- ※ 工事写真は施工完了後速やかに提出してください（2部）。提出期限は検査日の3営業日前までです。また、県道は竣工図、市町道は掘削実測図の提出も併せてお願いします。
- ※ 掘削深さ・転圧状況（埋戻し1層あたり20cm以下）・仮復旧の寸法等、写真が不足している場合がありますので忘れず撮影してください。
- ※ 道路内の水道管を撤去する際、撤去した水道管の写真を忘れず撮影してください。
- ※ 明示シートは管上30cmに布設してください。
- ※ 地下埋設物および構造物との離隔は30cm以上確保してください。また、物理的に困難な場合は、水道営業所、道路管理者の指示に従ってください。
- ※ 本復旧面積は申請時の面積ではなく「事後裁定」となる場合がありますので、許可条件を確認のうえ、道路管理者の指示に従ってください。
- ※ 測量基準点や道路境界標等の取外しや破損の恐れがある場合は、事前に道路管理者と打合せを行い、指示に従ってください。
- ※ その他、道路管理者の許可書に記載されている許可条件等を確認し、許可書に基づいた施工を行ってください。

2. 県道（神奈川県藤沢土木事務所/神奈川県横須賀土木事務所・許認可指導課）

- ※ 不要な変更申請防止のため、申請内容をよく確認し着手してください。
（当初の舗装切断で申請と異なる大きさを施工するようなことはやめてください。）
- ※ 仮復旧完了後、速やかに写真を整理し、申請内容と相違が無いか確認してください。
その後、相違が無い場合でも給水課職員による写真内容の確認を受けてください。
（本復旧施工前、なるべく早く給水課職員の確認を受けてください。）
- ※ 変更申請が必要となった場合は、土木事務所と打合わせの上速やかに書類を作成し提出してください。

3. 鎌倉市道（鎌倉市役所・道水路管理課）

- ※ 競合工事等で他業者にて復旧を行い、仮復旧止めで竣工検査を受ける場合、他業者による本復旧完了後の写真を速やかに提出してください。
完了届が受理されず工事未完成扱いになりますので注意してください。

4. 逗子市道（逗子市役所・都市整備課）

- ※ 他の占有者との競合工事等で復旧方法を変更する場合は、速やかに給水課職員に連絡してください。

5. 葉山町道（葉山町役場・道路河川課）

- ※ 他の占有者との競合工事等で復旧方法を変更する場合は、速やかに給水課職員に連絡してください。
- ※ 路面復旧の舗装構成については、「道路占用・掘さく等許可書」の他に、復旧指示にあたる図面を添付していますので、それを確認のうえ、施工してください。
- ※ インターロッキング舗装の復旧時には使用するサンプルを現地で比較した写真を道路河川課へ提出してください。